○環境省告示第九十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年九月二十七日

環境大臣　山本　公一

表に次のように加える。

（*E*）－1－（2－クロロ－1，3－チアゾール－5－イルメチル）－3－メチル－2－ニトログアニジン（別名クロチアニジン）	2.8μg／l
2，6－ジクロロチオベンズアミド（別名クロルチアミド又はＤＣＢＮ）	4,100μg／l
2，6－ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はＤＢＮ）	150μg／l
（*EZ*）－3－（2－クロロ－1，3－チアゾール－5－イルメチル）－5－メチル－1，3，5－オキサジアジナン－4－イリデン（ニトロ）アミン（別名チアメトキサム）	3.5μg／l
2，6－ジクロロ－4－（3，3－ジクロロアリルオキシ）フェニル＝3，3－［5－（トリフルオロメチル）－2－ピリジルオキシ］プロピル＝エーデル（別名ピリダリル）	0.38μg／l
（*RS*）－α－シアノ－3－フェノキシベンジル＝（*RS*）－2－（4－クロロフェニル）－3－メチルブチラート（別名フェンバレレート）	0.042μg／l
（*E*）－｛2－［6－（2－クロロフェノキシ）－5－フルオロピリミジン－4－イルオキシ］フェニル｝（5，6－ジヒドロ－1，4，2－ジオキサジン－3－イル）メタノン＝Ｏ－メチルオキシム（別名フルオキサストロビン）	47μg／l
2，6－ジクロロ－*N*－［3－クロロ－5－（トリフルオロメチル）－2－ピリジルメチル］ベンズアミド（別名フルオピコリド）	130μg／l
2，2，3，3－テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム（別名フルプロパネートナトリウム塩又はテトラピオン）	3,500μg／l
（*RS*）－2－（2，4－ジクロロフェニル）－1－（1*H*－1，2，4－トリアゾール－1－イル）ヘキサン－2－オール（別名ヘキサコナゾール）	290μg／l
S－エチル＝ペルヒドロアゼピン－1－カルボチオアート（別名モリネート）	500μg／l

○環境省告示第九十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年九月二十七日

環境大臣　山本　公一

表中「2，6－ジクロロチオベンザミド（別名クロルチアミド又はＤＣＢＮ）」を「2，6－ジクロロチオベンズアミド（別名クロルチアミド又はＤＣＢＮ）」に改め、同表に次のように加える。

2，6－ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はＤＢＮ）	0.02mg／l

○近畿地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
野洲市小篠原字小女六八四二番五から栗東市大橋一丁目五六二番一地先まで	前	Ａ　一〇・七六～二七・一四メートル	四・八〇四キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　一〇・七六～二七・一四 Ｂ　二五・五〇～五〇・九五	四・八〇四 〇・八四四	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十七日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第二十九号那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十七日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十三号名護都市計画道路事業三・四・四号伊差川線

三　事業施行期間　自平成十九年七月三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十七日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・五・二十五号小禄名嘉地線及び三・五・二号赤嶺名嘉地線